



広島県報

定期
第56号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示	字の区域の変更の届出を訂正する旨の届出	(市町行財政室)
告示	保安林の指定の解除	(治山室)
告示	道路の併用開始(二件)	(道路河川管理室)
告示	特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)
告示	職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発室)
告示	公安委員会告示	
告示	遊技機の型式の検定の告示	

告示

広島県告示第七百二十八号
 平成十八年四月二十四日付け広島県報(定期)第三十一号に登載の広島県告示第五百一
 (字の区域の変更)の表の一部を次のように訂正する旨、世羅町長から届出があった。
 平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤田雄山

ページ	段	行	誤	正
二	下	「地番」の欄の九	一一〇九の五、一一二九	一一〇九の五
二	下	「地番」の欄の九	一一一八の二	一一一八の二、一一二九

広島県告示第七百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。
 平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
呉市焼山町字此原七二の二二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

広島県告示第七百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年八月十日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町中野字大田浜四〇九八番七地先から豊田郡大崎上島町中野字笹ヶ浜沖五五七番一地先まで	平成十八年七月二十七日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大西大西港線	豊田郡大崎上島町中野字沖菅原五五三〇番二地先から豊田郡大崎上島町中野字沖菅原五五三〇番二七地先まで	平成十八年七月二十七日

広島県告示第七百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年八月十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 下川辺尾道線	尾道市原田町梶山田字大上三六九九番一地从先から尾道市原田町梶山田字坂本三八〇九番一地从先まで	平成十八年七月二十七日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人NPOネットワーク	加茂 浩	広島県府中市元町四四五番地の一	この法人は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対して、広い意味での教育サービスや福祉サービスに関する事業を行い、地域のすべての人々が幸福で意義ある人生を送れることに寄与することを目的とする。	平成十八年七月一日
特定非営利活動法人日韓(韓国)農業・農村文化研究所	一場史行	広島県広島市中区江波栄町二番三三三 一〇二二号	この法人は、日韓(韓国)の農業・農村文化関連情報の集積及び研究等の事業を行い、両国の学術・文化・芸術の振興を図り、活力ある農業・農村社会と新たな産業・文化を生み出す安全で健全な環境づくりを図り、もって不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年七月二日

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定によって、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十八年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一の免許職種欄に掲げる全職種

二 試験の科目

1 和裁科について

(一) 指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

(二) 関連学科

(1) 系基礎学科

ア 裁縫(裁縫工程、裁縫用具及び見積り)

イ 縫製法(縫製法及び縫製用材料)

ウ 安全衛生(安全管理及び衛生管理)

(2) 専攻学科

ア 和裁法(裁縫工程、和服の種類及び裁縫法)

イ 被服学(被服史、被服論、被服科学及び服装美学)

2 和裁科以外の職種について

1 (一)の指導方法のみ

三 受験資格

1 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者

2 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者

3 前1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の日時

1 和裁科について

(一) 指導方法

平成十八年十月一日(日) 午前十時三十分から正午まで

(二) 関連学科

2 平成十八年十月一日(日)午後一時から午後二時四十五分まで
 和裁科以外の職種について
 指導方法
 平成十八年十月一日(日)午前十時三十分から正午まで

五 試験の場所
 広島市中区基町一〇番五二号
 広島県庁舎本館六階講堂

六 受験申請手続

1 提出書類

- (一) 職業訓練指導員試験受験申請書
- (二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもの)、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもの
- (三) 前記三の受験資格を有することを証する書類

2 書類の提出先

広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室(〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号)

3 書類の提出期間

平成十八年八月十四日(月)から同年八月二十五日(金)まで(受付時間は午前八時三十分から午後五時まで)。ただし土曜日及び日曜日は除く。
 郵送による場合は、配達記録郵便又簡易書留郵便とし、平成十八年八月二十五日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験手数料

三百円

この手数料は、三百円に相当する額の広島県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼って納付すること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

七 合格者の発表など

合格者の受験番号は、平成十八年十月十九日(木)午前九時に広島県庁舎前の掲示板に掲示して行うほか、広島県ホームページに掲載する。また合格者及び学科試験の一部に合格した者については書面で通知する。

八 その他

1 受験申請書の用紙は、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室で交付する。

郵送により請求する場合は、返信用封筒(A四判・百二十円切手をはり、あて先を明

記したものを同封する。)

2 この試験についての問い合わせは、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室(電話〇八二・五二三・三四三三)にお願いします。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第57号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月27日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0503	告示の日(平成18年7月27日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ遊技機 型式記号: JM62T F3	株式会社 松本 代表取締役 松本 隆 (愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号)	左 同